

梅ヶ枝中央会計

Q 非公開会社・取締役会設置会社の無償 SO の発行手続は

A 登記上の開示項目を意識して、契約・議事録作成がポイントとなります。

【手続総括】

	項目	備考
I	取締役会での株主総会招集決議 (別紙で、新株予約権の発行要領) 議案には、別途、取締役報酬改定の件も追加	実務上、新株予約権の発行要領は別紙として対応する。
II	株主総会招集通知発送 (別紙で、新株予約権の発行要領を含む「議案及び参考事項」)	非公開会社や有利発行の場合、議決権行使の参考となる事項として新株予約権の発行要領を開示する必要がある(会〇〇)。
III	株主総会特別決議での募集事項の決定(会 238②、309②6号)	・1年内の発行では、株主総会の特別決議により、募集事項の決定を取締役会への委任可能(会 239①、③) ・無償発行のため、「特に有利な条件」とは直ちに言えないが、実務上、有利発行として対応(会 239②) ・従業員への付与について、厚生労働省において、賃金ではないという趣旨の通達があるも、有利発行とする実務がある。
IV	種類株主総会の特別決議(会 238④)	
V	引受けの申込みをしようとする者に対する募集事項等の通知	
VI	新株予約権の申込み(会 242)	総数引受契約でも対応可能(会 244)
VII	取締役会での新株予約権の割当決議(会 243)	
VIII	新株予約権割当契約書の締結 (別紙で、新株予約権の発行要領)	併せて、新株予約権の発行要領を別紙で対応する。
IX	新株予約権の発行・原簿への記載(会 249)	
X	新株予約権の登記(会 911③12号、915①)	

【I 取締役会での株主総会招集決議】

・取締役会議事録案

第●号議案 ストック・オプション目的で新株予約権を発行する件

議長より、当社の取締役及び従業員に対するインセンティブ付与のため、**別紙**に掲げるとおり新株予約権(ストック・オプション)を発行したい旨詳細な説明があり、これを議場に諮ったところ、出席取締役全員一致をもって承認可決した。

なお、本決議は、本日取締役会第●号議案で審議招集する臨時株主総会において、承認可決することを条件とする。

第●号議案 臨時株主総会招集の件

議長より、臨時株主総会を次のとおり開催したい旨提案があり、その手続について議場に諮ったところ、出席取締役全員一致をもって下記のとおり承認可決した。

1. 日時 〇〇
2. 場所 〇〇
3. 会議の目的事項(決議事項)

第1号議案 ストック・オプション目的で新株予約権を発行する件

第2号議案 取締役の報酬改定の件

・別紙…新株予約権の発行要領…★:登記事項

新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者
割当日において当社に在任又は在職する当社の取締役及び従業員
2. 新株予約権と引換へに金銭を払い込むことの要否
金銭の払込みを要しないもの(無償)とする。
3. 新株予約権の**募集事項**等
 - (1) ★新株予約権の目的となる株式の種類及び数(略)
 - (2) ★新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法(略)
 - (3) ★新株予約権を行使することができる期間(略)
 - (4) 新株予約権の行使により発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項(略)
 - (5) ★新株予約権の行使条件(行使価額及び行使期間を除く。)
行使の条件については、本株主総会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)との間で締結する「**新株予約権割当契約**」に定めるところによる。→登記上も詳細な開示が不要。
 - (6) ★会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件(略)
→登記上、「**会社が別に定める日**が到来したとき」となる**工夫が必要**。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限(略)

論点…後述

梅ヶ枝中央会計

- (8) 組織再編時の新株予約権の取扱い(略)
- (9) 新株予約証券(略)
- (10) 端数の処理(略)
- (11) 割当日(略)

以上

【Ⅱ株主総会招集通知発送】

・株主総会招集通知の文例

平成●年●月●日

株主各位(中略)

会議の目的事項(決議事項)

第1号議案 ストック・オプション目的で新株予約権を発行する件

議案の要領は、別紙の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

第2号議案 取締役の報酬改定の件

議案の要領は、別紙の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

・新株予約権の発行要領を含む「議案及び参考事項」文例

議案及び参考事項

第1号議案 ストック・オプション目的で新株予約権を発行する件

会社法第236条及び第238条の規定に基づき、下記要領により、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして無償で下記のとおり新株予約権を発行することにつき、ご承認を願うものです。

新株予約権の発行要領

特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保するため、ストック・オプションのために下記1記載の者を対象として新株予約権を**無償で発行**する。

1. 新株予約権の割当を受ける者…以下、別紙「新株予約権の発行要領」と同一文面。

～3. 新株予約権の募集事項等～ (11)割当日(略)

第2号議案 取締役の報酬改定の件

上記第1号議案における取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項の報酬に該当いたします。当社は平成●年●月●日開催の第●回定時株主総会におきまして、取締役の報酬額につき年額●●円以内にご承認をいただいておりますが、これとは別枠にて取締役●名以内に対し報酬として、割当日において算出される新株予約権●●個分の公正な評価額を報酬額等として追加することについても、併せてご承認を願うものです。

【Ⅲ株主総会特別決議での募集事項の決定(会238②、309②6号)】

・株主総会議事録の文例

臨時株主総会議事録(中略)

第1号議案 ストック・オプション目的で新株予約権を発行する件

議長は、下記理由から、ストック・オプションとして無償で下記のとおり新株予約権を発行したい旨提案し、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保するため、ストック・オプションのために下記2記載の者を対象として新株予約権を**無償で発行**する。

2. 新株予約権の割当を受ける者…以下、別紙「新株予約権の発行要領」と同一文面。

～3. 新株予約権の募集事項等～ (11)割当日(略)

第2号議案 取締役の報酬改定の件

議長は、上記第1号議案が承認可決されたことに伴い、今日現在の当社取締役の報酬額に加え、当社取締役に対してストック・オプションとして発行される上記第1号議案記載の新株予約権に関する報酬等の額につき、下記に相当する額を上限としたい旨提案し、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

記

追加される報酬等の額

取締役 割当日において算出される新株予約権●●個分の公正な評価額

梅ヶ枝中央会計

以上をもって…(略)

【Ⅶ取締役会での新株予約権の割当決議(会 243)】

・取締役会議事録案

第1号議案 新株予約権(ストック・オプション)の割当に関する件

第1号議案の審議に入るに際し、議長代表取締役●●●●は、本議案の利害関係人であるため、取締役●●●が議長としてその席につき、議題に入った。

議長より、平成●年●月●日の取締役会で決議され、平成●年●月●日の臨時株主総会において可決承認された新株予約権(ストック・オプション)について、以下に掲げるとおり具体的な割当先及び割当日並びに割当数について決定致したい旨詳細な説明があり、これを議場に諮ったところ、出席取締役全員一致をもって承認可決した。

なお、代表取締役●●●●は、本新株予約権(ストック・オプション)の割当対象者であり、利害関係人に当たるので、本決議に加わらなかった。

氏名	属性	割当日	割当数
●●●●	代表取締役	平成●年●月●日	●●個

第2号議案 新株予約権(ストック・オプション)の割当に関する件

第2号議案から、代表取締役●●●●が議長となり、審議を続けた。
→以下、利害関係者を除いて決議。第3号議案は、取締役以外に付与する場合に決議。

【Ⅷ新株予約権割当契約書の締結】

…別紙で、新株予約権の発行要領

新株予約権割当契約書

株式会社●●(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、甲が発行する新株予約権の割当に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (新株予約権の割当)

甲は、平成●年●月●日開催の取締役会決議に基づき、乙に対して次の要領で発行する甲の新株予約権(以下「本新株予約権」という。)●●個を割り当て、乙はこれを引き受ける。

なお、本新株予約権の全部を、乙を含めた割当者全員で引き受けるものとする。

(1) 新株予約権の名称

- (2) 新株予約権と引換へに金銭を払い込むことの要否
金銭の払込みを要しないもの(無償)とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
→以下、「新株予約権の発行要領」の「3.新株予約権の募集事項等(1)～(11)」とほぼ同一。
ただし、無償であることの追加、および「(5) 新株予約権の行使条件(行使価額及び行使期間を除く。)」については、以下の記載。

(●)新株予約権の行使条件(行使価額及び行使期間を除く。)

乙の本新株予約権の行使条件は次のとおりとする。

- ① 本新株予約権は、甲株式が日本証券業界協会又はいずれかの証券取引所に**上場された場合に限り**権利を行使することができる。
- ② 乙は、権利行使時においても、甲又は**甲子会社**の取締役、従業員又は甲の認める**外部支援者**の地位にあることを要する。ただし、**任期満了による退任**又は**定年退職**その他**正当な理由のある場合**にはこの限りではない。
- ③ 乙が死亡した場合は、**相続人**が新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、**1200万円**を超えてはならない。

等

第2条 (新株予約権の行使)

…新株予約権行使請求書・払込銀行・税制適格で要求される事項等の記載。

第3条 (株主となる時期)(略)

第4条 (関係法令の遵守)(略)

第5条 (租税処理)(略)

第6条 (規定外事項の処理)(略)

以上、本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、甲並びに乙が記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 住所…

梅ヶ枝中央会計

株式会社●● 代表取締役 ●●●● 乙 住所… ●●●●● ●●●●

【X新株予約権の登記(会 911③12号、915①)】

- ・添付書類…商業登記法 65 条
- ・登記すべき事項…OCR 用紙参照

項目	記載例
「新株予約権の名称」	第●回新株予約権
「新株予約権の数」	●個
「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」	略
「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」	無償
「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」	1株当たり金●万円(後略)
「新株予約権を行使することのできる期間」	略
「新株予約権の行使の条件」	行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」	当社は、当社の新株予約権について当社が別に定める日が到来したときに、取得することができる。
原因年月日	略

【新株予約権の譲渡制限】

新株予約権の発行要領に記載する譲渡制限の文面につき、税制適格、税制非適格の条件に合致するよう、記載方法に留意が必要である。

1. 税制適格ストック・オプション

租税特別措置法 29 条の 2 抜粋

「当該新株予約権については、譲渡をしてはならない」とされていること。」

新株予約権の発行要領→新株予約権の募集事項等→新株予約権の譲渡制限の文面案

新株予約権の譲渡制限

乙は、新株予約権を譲渡、質入、又はこれを担保に供するなどの一切の処分はできないものとする。

2. 税制非適格ストック・オプション…譲渡制限その他特別の条件有

【所得税法施行令】(株式等を取得する権利の価額)

第 84 条 発行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合(後略)

新株予約権の発行要領→新株予約権の募集事項等→新株予約権の譲渡制限の文面案

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による税制優遇を受ける場合には、譲渡することができないものとする。

3. 税制非適格ストック・オプション…譲渡制限その他特別の条件無

新株予約権の発行要領→新株予約権の募集事項等→新株予約権の譲渡制限の文面案

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するしない。なお、譲渡する時期は自由であるが、譲渡先については、取締役会で承認された譲渡先に限定される。

なお、課税関係については、以下の HP が参考(筆者強調)。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/49.htm>

被買収会社の従業員に付与されたストックオプションを買収会社が買い取る場合の課税関係

【照会要旨】

A社は、インセンティブ報酬として従業員に対して新株予約権(以下「本件ストックオプション」といいます。)を無償で付与しています。この本件ストックオプションには譲渡制限が付されており、従業員が本件ストックオプションを譲渡する場合、取締役会による承認が必要とされています。

梅ヶ枝中央会計

この度、B社がA社を買収し、A社の発行済株式の全てを取得することに伴い、B社は、A社が従業員に対して付与していた本件ストックオプションを買い取ることにしました。

具体的には、本件ストックオプションを付与された従業員が、A社の取締役会の承認を受け、その譲渡制限の解除(譲渡承認)後直ちに、B社が時価で本件ストックオプションを買い取ることとなりますが、この場合、所得税の課税関係はどのようにになりますか。

【回答要旨】

本件ストックオプションについては、譲渡制限が解除された日において、給与所得が生じます。

譲渡についての制限その他特別の条件が付されているストックオプションが付与された場合、付与時点においては何ら経済的利益が実現していないことから、その付与時点において課税関係は生じませんが、ストックオプションの権利行使をする場合、取得した株式の価額と権利行使価額との差額が経済的利益として実現することから、その権利行使時に当該経済的利益について課税関係が生じることになります(所得税法施行令第84条)。

一方、照会の場合、従業員は本件ストックオプションの権利行使をしていませんが、その譲渡を行うに当たり、A社の取締役会の承認を得て譲渡制限を解除する必要があり、その結果、従業員(本人)の意思による第三者への譲渡が可能となります。この譲渡制限の解除により、それまで未実現と捉えられていた経済的利益が顕在化し、収入すべき金額が実現したものと考えられます(後略)